

会津美里町投票参加応援パートナー制度実施要綱

令和8年7月17日

会津美里町選挙管理委員会告示第31号

(目的)

第1条 この要綱は、町民の政治参加意識の向上及び投票参加の促進を図るため、事業者等の協力を得て中立的な選挙啓発活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委員会 会津美里町選挙管理委員会規程(平成17年会津美里町選挙管理委員会告示第1号)に規定する会津美里町選挙管理委員会をいう。

(2) パートナー 本要綱の趣旨に賛同し、町の選挙啓発活動に無償で協力する法人、団体又は個人事業者をいう。

(協力内容)

第3条 パートナーは、次に掲げる活動の範囲内で協力するものとする。

(1) 投票日、期日前投票期間等の周知

(2) 店舗・事業所内へのポスター掲示

(3) チラシの配架

(4) デジタルサイネージ等による中立的啓発表示

(5) 従業員への投票参加の推奨(投票先に関する勧誘を除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、中立的な選挙啓発活動に関する取組

2 前項の活動は、特定の候補者、政党その他の政治団体を支持し、又は反対する内容を含んではない。

(登録)

第4条 パートナーの登録を受けようとする者は、登録申請書(様式第1号)を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の申請が適当と認めるときは登録し、認定証(様式第2号)を交付する。

(登録の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しない。

(1) 公序良俗に反する活動を行っている場合

(2) 特定の候補者又は政党の選挙運動を主たる目的とする場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、制度の趣旨に反すると認められる場合

(パートナーの表示)

第6条 パートナーは、町が定めるロゴマークを啓発目的に限り使用できる。

2 ロゴマークは、選挙運動又は政治活動に利用してはならない。

(登録の取消し)

第7条 委員会は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 本要綱に違反したとき

(2) 政治的中立性を損なう行為があったと認められるとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、制度の適正な運用に支障があると認められるとき

(費用負担)

第8条 本制度に基づく協力は無償とし、委員会は原則として金銭的給付を行わない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。